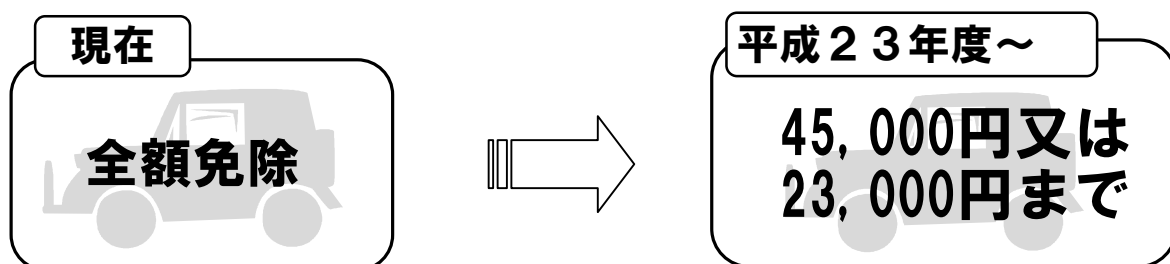


▶ 鳥取県からのお知らせ

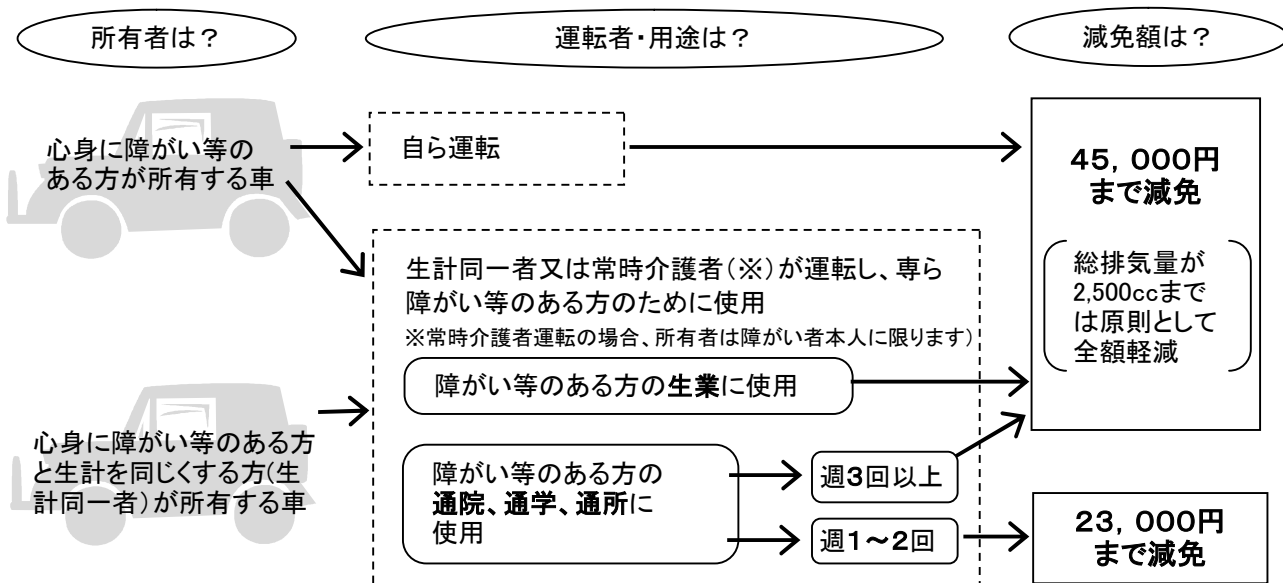
**心身に障がい等のある方に係る自動車税の
軽減制度が平成23年4月1日から
変わります。**

【改正の内容】

○ 軽減額に上限を設けます。



▶ 上限額は所有者、用途、使用回数によって異なります。



※ 減免後の納税額は車の総排気量別に次の表のようになります。
(年度途中での申請の場合、減免上限額の月割相当額の減免となります。)

総排気量	年税額	45,000円まで減免する場合		23,000円まで減免する場合	
		減免上限額	納税額	減免上限額	納税額
1ℓ超～1.5ℓ以下	34,500円	45,000円	0円 (負担額なし)	23,000円	11,500円
1.5ℓ超～2ℓ以下	39,500円				16,500円
2ℓ超～2.5ℓ以下	45,000円				22,000円
2.5ℓ超～3ℓ以下	51,000円				28,000円
3ℓ超～3.5ℓ以下	58,000円				35,000円

(注) 年税額は、税制改正により変更となる場合があります。(掲載しているのは平成22年度現在の税率です)

【裏面もご覧ください】



制度の見直しに関するQ&A

Q

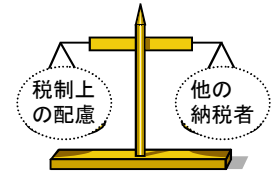
質問 なぜ、自動車税の軽減措置を見直したのでしょうか。

A

回答 税の軽減制度は必要と考えています。

しかし、税金を軽減するにあたっては、他の納税者との公平や均衡を十分に考慮しなければいけません。

そこで、税の軽減を無制限に行う現行の仕組みより、「移動の手段」として合理的な範囲まで税を軽減するほうが、他の納税者との公平や均衡の観点から妥当と考え、制度を見直したものです。

**Q**

質問 改正から施行までに時間を要したのはなぜですか。

A

回答 制度の改正は平成19年度に行われたものですが、関係者への周知が不十分であること、また既に課税免除を受けている方が、車の買い替え時期を検討するなど、新制度に対応できる機会を増やす必要があると県議会が判断し、適用時期が延長されたものです。

Q

質問 軽減額の上限額の根拠は何ですか？また、45,000円と23,000円の二段階になっている理由は？

A

回答 45,000円は総排気量2,500ccの自家用乗用車の税額です。
心身に障がい等のある方の移動手段として概ね対応可能な自動車の大きさは、総排気量2,500ccの自動車(※)であると設定しました。

また、生計同一者等が運転される場合は、障がい者本人のために使用されるほか、運転者ご本人や障がい者以外の他の家族等のために利用される場合もあることから、使用回数によって、上限額に差を設けているものです。

※総排気量2,500ccのミニバン型の自動車には車椅子2台の搭載が可能

**Q**

質問 年度の途中で障がい者の方に車を移転した場合、還付を受けることはできますか？

A

回答 年度の途中で減免対象者に移転登録(名義変更)があっても、従来と異なり、4月1日現在の所有者に月割還付はありません。

その反対に、年度の途中で減免者から移転登録を受けても、当該年度は、新しい所有者が自動車税を負担することはありません。

★制度改正に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

【問い合わせ先】

- | | | |
|----------------|-----------|-----------------------|
| ○鳥取県総務部税務課 課税係 | | 電話 (0857)26-7053 |
| ○鳥取県東部総合事務所県税局 | 収税課 自動車税係 | 電話 (0857)20-3511~13 |
| ○鳥取県中部総合事務所県税局 | 収税課 徴収係 | 電話 (0858)23-3107・3112 |
| ○鳥取県西部総合事務所県税局 | 収税課 管理係 | 電話 (0859)31-9604・9605 |